

一般財団法人まちと人と

定款

令和4年3月1日作成
最終更新日：令和7年12月2日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人まちと人とと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目的)

第3条 この法人は「まちが人を育み、人がまちを豊かにする」社会の実現を目的とする。

そのためにまちをフィールドに、教育や人材育成の場を用意し、一人ひとりがまちで学び、挑戦し、活躍できる環境を生み出していく。また、そこから、経済的にも活気があり、みんなが幸せに暮らせる、豊かで多様性があるまちを育むことを目指す。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学生へのキャリア教育事業
- (2) 学生への学習支援事業、入試対策講座事
- (3) 学生への研修プログラムの企画・コンサルタント事業
- (4) 学習塾、文化教室及び創作教室の経営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託
- (5) 生涯教育に関する各種セミナー及びシンポジウム開催
- (6) 各種文化教室の企画、立案
- (7) 文化シンポジウムの企画、立案、運営
- (8) 職業教育訓練事業
- (9) 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施・コーディネート
- (10) 人材の募集に関する情報提供サービス
- (11) 人材の職業適性、能力の開発
- (12) 経営者、管理者、一般社員に対する教育
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 地域振興業務の委託事業
- (15) 地域振興を目的としたイベント事業
- (16) イベントの企画及び広告業
- (17) 各種写真・動画の撮影、編集の業務
- (18) 情報処理サービス業
- (19) グラフィックデザイン業
- (20) 企業経営に関する助言、指導及び研究
- (21) 子どもの居場所づくり事業
- (22) 不動産管理事業
- (23) コミュニティづくり支援事業
- (24) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は電子公告にて行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 宮城県石巻市中央2丁目10番2号新田屋ビル1階

氏名 斎藤誠太郎

拠出財産及びその価額現金 300万円

(基本財産)

第7条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして特定された基本財産とし、やむを得ない理由によりその全部又は一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第10条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第11条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て国・地方公共団体や公益社団法人、公益財団法人等一定の公益的団体に譲渡するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第16条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権等)

第20条 評議員の議決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによってオンラインで評議員会に出席し決議することができる。

3 前項の規定により決議した評議員は、第18条、第20条、及び第37条の適用については、評議員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

(評議員会の決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(実質的支配者)

第28条 実質的支配者は代表理事とし、法人の事業経営を統括する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないととき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決権等)

第36条 理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事及び監事は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによってオンラインで理事会に出席し決議することができる。
- 3 前項の規定により決議した理事は、第34条、第36条、及び第37条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

第6章 附則

(責任の免除又は限定)

第39条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第112条の規定により、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任について総評議員の同意があれば免除することができる。

(設立時の評議員)

第40条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 斎藤祐司、平塚真一郎、松本祐佳、山内智浩、横江信一

(設立時の役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 齊藤誠太郎

設立時理事 松本裕也、吉川結衣

設立時監事 佐藤大和、山田晴康

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

変更履歴

令和7年12月2日 (目的) 第3条、(公告の方法) 第5条、(事業年度) 第8条を変更。